

### 第三者評価結果

事業所名：ねむの樹北寺尾保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、保育所保育指針、園の理念・方針・目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮して子どもの健全な育ちを中心に作成し、法人内の認可保育所共通の様式になっています。園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域の実態に対応した保育資源、地域とのかかわりなどを考慮して作成しています。毎年園長・主任で反省をし、変更、追加事項がないか確認をしてから職員に降ろす体制になっています。新しい内容の計画は職員会議で職員に提示、周知し、補足がないか話し合っています。近年の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、環境、衛生管理並びに安全管理の項目に「新型コロナウイルス感染症感染予防対策の徹底」を組み込んでいます。それらを踏まえながら次年度の指導計画や保育等に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが心地よく過ごせる環境として、各保育室の窓を開け、加湿機能付空気清浄機と扇風機の台数を増やしています。0、1歳児クラスは床暖房を設置しています。幼児クラスは建物の経年劣化を踏まえ、抗菌タイプの床に張り替える修繕工事を行いました。日々の清掃はその日出勤の全職員で協力して行っています。安全点検を行い、気づいたことは速やかに改善や直しをしています。絵本やおもちゃを含む園内各所を定期的に消毒し、衛生面にも気を配っています。業者による午睡布団の乾燥をしています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、保育室の家具の配置や環境の見直しをしています。子どもが一人で過ごしたいときは手作りパーテーションを用意したり、廊下を利用しています。トイレ設備の臭い対策のため、開園時間中は換気扇を回しています。便器の大きさのほか、手洗い場も子どもの発達に合った高さになっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 入園時に子どもの生育歴や入園前の生活等が記入された書類や、個別面談の情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などから子どもを把握し、尊重しています。職員全員で同じ対応が取れるよう、個々の意見を聞いたり、子どもの表情や動作から推し量って気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁するなどしています。子どもへの言葉かけについて否定語は使わず、伝え方に配慮しています。9月の園内研修でも取り上げ、さらに意識を持てるようにしています。十分な対応ができるよう、必要に応じて応援職員を増やすこともしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 挨拶、姿勢、食事、排泄、着脱、衛生など、基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った援助をしています。箸は3、4歳くらいを目安にしていますが、箸遊びから始め個別に対応しています。歯磨きは3歳児クラスから行っています。個々の状況や活動の静と動のバランスを考え、0歳児の月齢の低い子どもは午前寝をするなど、対応しています。常勤職員がパートや派遣職員へ、子ども一人ひとりに対してどこまで援助すべきか情報共有できるように伝えています。幼児には職員がヒントを与え、苦手なことも自分で取り組めるような働きかけをしています。保護者には子どもの成功体験を含め、園で行っていることを伝えたり、成長を共に喜び、必要に応じてアドバイスをするなど、家庭と連携して進めるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室以外にも、1階の地域子育て支援スペースや幼児クラスがある2階の廊下におもちゃ類の棚を用意し、廊下でも遊べる環境を作っています。階段の踊り場スペースも絵本コーナーとして空間を有効利用しています。午前の保育では園庭のほか、積極的に戸外活動に出かけています。戸外活動時は交通ルールを学んだり、行き帰りには近隣の人と挨拶を交わしています。また、植栽などが四季折々に変化する公園や広場のほか、地区センターへ出かけ、お昼を食べたり、消防車見学をさせてもらったり、年長交流会では路線バスに乗って公園まで出かけるなど、地域のさまざまな資源を活用した取組を行っています。情操教育の一環として専門講師による英語教室と音楽教室を定期的に行い、子どもが楽しみながら、保育目標の一つである「いろいろな経験を通じて五感を豊かにし、想像力を膨らませる子ども」の実現に取り組んでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

衛生面や安全面に配慮しながら月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本などが子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。職員は柔らかな表情や穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。その他様々な場面での言葉かけや会話の丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもの気持ちが十分に満たされ安心して過ごせるようにしています。保護者から家庭での遊びの様子や生活環境、授乳や離乳食、午睡の様子など情報収集しているほか、24時間の生活リズムが整うよう、連絡帳を使った毎日のやりとりや送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者との信頼関係を築いています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもの成長発達や家庭状況を把握し、子ども一人ひとりの体調や発達について職員間で随時話し合っています。0歳児クラスと1歳児クラスは同じ保育室なので、特に連携を図りながら保育を提供しています。2歳児クラスは2階の独立した保育室を使用しています。職員が子どもと関わる時は、成長の特性をとらえ、自分でやろうとする気持ちを受け入れ、さり気なく援助しながら自分でできた満足感を得られるようにしています。子どもの甘えたい気持ちも尊重しています。室内遊び以外、散歩や園庭遊びを多く取り入れ、探索活動が行えるようにしています。子どもの今の興味や友だちへ関心を持つことなどを大切に、遊びを提供しています。成長の過程で起きるかみつみやひっかきなどについては、職員間で伝え合い対応しています。散歩は他クラスの子ともと一緒に出かけたり、地域の大人と接したりする機会もあります。連絡帳を使った毎日の個別連絡配信や送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3~5歳児クラスは、オープンフロアを棚で仕切っています。縦割り保育をする機会が多いのですが、クラスの段階に見合っていない活動内容の場合には再度考え直したり、3学年の担任間で常に打ち合わせをしながら子ども達に合った保育ができるようにしています。異年齢の子どもたちが関わることで様々なことに興味や関心を広げられるようにしています。開園以来、5歳児クラスが運動会で大漁旗を振りながらソーラン節を披露するのが定着し、年下の子ども達の憧れになっています。また、友だち同士で認め合う力や認め合えるために必要なことを子どもたちは日々の生活の中で学んでいます。職員は子どもの自信につながるような言葉かけを心がけているほか、日々の小さな成長にも気を付け、子どもを認めています。保護者への日々の活動や取組は掲示をしたり、園だよりやクラスだよりで伝えていきます。保育所児童保育要録送付や小学校教員との連絡のやりとりなどでを通して、子どもの様子や活動を伝えていきます。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

建物はバリアフリー構造、多目的トイレやエレベーターの設置があり、身体的な障害がある場合のハード面での環境整備について配慮があります。障害のある子どもを受け入れたときは、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況や発達過程に合わせ、4期に分けた個別指導計画を作成しています。個別指導計画を基に配慮事項を意識して職員会議等で話し合い、職員間で情報共有しています。子ども達は集団生活を共に過ごす中で、担任や加配職員が関わり合い、見守りながら互いを認め合い、育ちあえるようにしています。横浜市東部地域療育センターの巡回訪問があり、個別のケースについてアドバイスを受け、保育に生かしています。職員は障害児や要配慮児の保育研修に参加し、職員会議で報告して情報共有しています。また、重要事項説明書に障害児保育についての項目があり、家庭や関係機関と連携しつつ適切な対応を図っていくことを明記し、保護者に伝えていきます。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画の中の保育方針に「長時間過ごす子ども一人ひとりの特徴や性格など保育士同士で伝え合い、落ち着いてゆっくり過ごせるように配慮する」とあり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるようにしています。落ち着いて過ごせるスペースや家庭的な雰囲気を作り、配慮が必要な子どもやその日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。2歳児クラスまでは朝おやつがあります。昼食は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。クラスにより、提供時間が異なります。保育時間によっては夕食に響かない程度の補食(軽食)の提供が可能ですが、現在利用者はいません。また、子どもの状態について連絡ノートや時間外保育日誌を使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者への伝達事項も連絡ノートや時間外保育日誌を使用し、伝え漏れのないようにしています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」「小学校との連携」「小学校以上との連携」を盛り込み、5歳児年間指導計画に落とし込み、日々の活動に反映しています。コロナ禍で小学生との交流は減りましたが、小学校の児童が作成した冊子が届いたり、卒園児から手紙が届いています。近隣の小学校の学校だよりが毎月届き、園玄関ホールに掲示しています。運動会は近隣小学校校庭を借りて行いました。地域の年長児交流会として、各園で新聞を作って交換しています。公園に集まり、各園の出し物を発表し合う取組も実施しました。子どもには、ハンカチを使うこと、園備え付けのティッシュは使用しないことなど、園と小学校の違いを徐々に説明しています。就学向けの冊子のイラストも活用しています。保護者には個人面談で留意事項を伝えています。保育所児童保育要録は担当が作成し、園長・主任が確認後、就学先に持参或いは郵送しています。必要があれば、小学校担当職員に申し送りを行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理に関するマニュアルがあります。子どもの健康状態は登園時の保護者からの情報、観察、連絡帳での確認後、出席票、職員連絡ノート及び保育時間外日誌に記録しています。保健計画を作成し、保健関連行事や心身、生活、環境などについて、各年齢ごとの保育に取り入れています。入園後の既往症、予防接種について毎年書類を返却し追記してもらいます。保護者には入園説明会で「重要事項説明書」を基に、健康に関する方針等を伝えています。入園後は園だより、クラスだよりなどで子どもの健康に関する取組を伝えています。毎月横浜市配信のほけんだよりを保護者に配付しています。乳幼児突然死症候群について職員は研修や会議等でテーマとして取り上げて学び、予防策として呼吸チェック、姿勢チェックを実施して記録しています。保護者には入園時に乳幼児突然死症候群について説明しています。園内に突然死症候群の注意喚起のポスターを貼っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診結果、子どもの健康状況、身長・体重の記録は健康台帳に記録しています。内科健診日に、カウプ指数を計測しています。保護者には文書で内科健診、歯科健診結果を伝えており、内容によっては口頭でも説明しています。健診前に保護者アンケートを配付し、医師への質問等を聞き、取りまとめて囑託医に渡して回答をもらっています。提携医を、かかりつけ医としている園児も多く、場合によって連絡を取り合い、保護者に受診を勧めたりしています。保健計画をもとに、毎月の計画、目標を立て、感染症予防対策の徹底、うがい、手洗いなどを保育に反映させています。コロナ禍のため歯磨き指導は、3～5歳児クラスにかぎり実施しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもに対し「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に対応しています。慢性疾患や食物アレルギー以外の、アレルギーのある子どもの場合は、かかりつけ医の指示による対応や、個別の配慮をしています。食物アレルギー対応マニュアルがあり、マニュアルに基づいた対応をしています。食事は除去食を提供しており、食器、トレイの色を変えた専用を使用し、除去がないメニューでも専用食器、トレイを使用するようにしています。トレイには名札をつけ、職員間で確認を行い、一番先に配膳することを徹底しています。給食会議、内部研修などでアレルギーについて確認をしています。緊急時対応やエピペンの使用方法確認の機会は減っているため、研修の機会を増えることを期待します。保護者には、重要事項説明書で、園でのアレルギー対応を明記しています。園では食物アレルギーなどに関する注意喚起や理解を進める取組が、さらに必要と考えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年間食育計画、年間クッキング計画があります。各クラスで野菜の栽培をしており、収穫後は給食やクッキング保育、制作に利用しています。食事は机を配置し、友だちと一緒に食事をしていますが、コロナ禍のため、食卓仕切り版を使用したり、黙食の時間を設けたりもしています。食器は陶器を使用し、年齢に応じた大きさ、深さの違う器や食具を準備しています。個々の食事のペースを尊重しています。調理士が実際に調理している場面を見たり、トウモロコシの皮むき、空豆のさやむき、和え物作り、クッキー作り、お月見団子作り、かぼちゃ餡を餃子の皮に包んでパイにするなど、実際の食育活動をしています。味噌作りもし、その味噌でお楽しみ保育の日に、豚汁を作りました。職員がメニュー、旬の食材、行事食、栄養素など話し合っています。玄関ホールに給食サンプルを提示し、給食だよりを毎月配付して給食の取組や行事、食材、レシピなどを掲載しています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園独自の献立で、2週間ごとのサイクルメニューとなっています。子どもの食べる量、苦手なものなどは職員間で把握しています。残食は調理担当が記録しています。法人系列園の合同栄養士会議があります。園では月1回の給食会議で、クラスの様子や献立、味付けなどについて話し合い、次回に反映させています。季節の食材を用い、行事食や郷土料理などを取り入れています。栄養士や調理士がクラスを回り、嚥下の様子や食事の様子を観察したり、子どもと会話をしています。食材は、米は秋田県の農家から取り寄せ、野菜、牛乳、肉、魚、パンは近隣の商店から購入しています。給食施設管理に関するマニュアルがあり、衛生管理、食材管理を徹底しています。</p>	

## A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 登園時に、職員は保護者から家庭での様子を聞きとり、降園時にその日の様子やトピックスなどを口頭で伝えています。担任以外でも保護者へ声をかけています。全園児に手書きの連絡帳を使用し、日々の様子や活動内容、家庭での姿など一人ひとり丁寧に記録し、保護者と情報交換して連携を図っています。0歳児の連絡帳は複写式で、経過の連続性を確認できるようにしています。保育の意図、目標は重要事項説明書に記載しています。各お便り、懇談会、個人面談などでも分かりやすく説明しています。園内や保育室に、子どもの制作物を多く掲示したり、保護者が参加する園行事、保育参観などを催し、子どもの成長を共有できる機会としています。また、各種便りでエピソードや写真を多く載せています。第三者評価の利用者調査では「送迎時や連絡帳などを通じ、園や家庭でのお子さんの様子について情報交換されていますか」の設問に回答者全員が「はい」と答えています。日頃の園の丁寧な対応が窺えます。</p>	
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保護者とは日ごろから、コミュニケーションを十分に図り、信頼関係を築いています。クラス担当以外の職員でも保護者とコミュニケーションが取れるよう、担当クラス以外の子どもについても情報共有しています。保護者の状況や心理状態にも配慮し、保護者に寄り添った対応に努めています。コロナ禍でも、送迎の際は保育室内に入れるようにし、親子とも不安がないように配慮しています。設定期間の個人面談日以外でも、いつでも相談したり、保育参観ができる事を保護者に伝えています。保育士、栄養士が専門性を生かした助言や支援を行っています。場合により鶴見区担当部署、横浜市東部地域療育センターなどと連携できる体制です。相談を受けた職員が、一人で抱え込まず、適切に対応できるよう、園長・主任からいつでも助言が得られる体制にしています。相談があった場合は、個人面談報告書に記録しファイルにまとめています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 送迎時の保護者の様子、保育中の子どもの様子、言動などに注意を払っています。着替えの時や、身体測定時などの際、体に傷やあざなどがなければ観察し、心身の状態を把握しています。虐待の可能性や疑いがある場合は、園長・主任に報告し、職員間で情報共有しています。鶴見区こども家庭支援課や横浜市中心児童相談所と連携する体制となっています。保護者の様子が気になる場合は、さりげなく声をかけコミュニケーションをとり、気持ちに寄り添うようにしています。虐待予防、対応に関するマニュアルがあります。運営規程に「虐待防止のための措置」を明記しています。内部研修や各会議で、虐待や権利侵害について、職員間で確認し合っています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年間指導計画や月間指導計画は職員会議をはじめとする各会議で互いの疑問点、改善点などの意見交換をしています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。定員40名の保育所であり、子どもを主体とし、温かいアットホームな保育の視点の指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。指導計画の期間ごとに、職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。「課題票」による職員個人の自己評価も行っています。園長は職員の自己評価に対してコメントを記入し、専門性の向上への助言をして意識の向上につなげています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を反映したりして園としての課題を明らかにし、保育所全体の自己評価としています。</p>	